



報道発表

第3次浜松市人権施策推進計画策定に伴う パブリック・コメント制度意見募集の実施について

令和2年に策定した「第2次浜松市人権施策推進計画」が5年の期間満了を迎えますが、現在も多様な人権問題が存在し、その解消に向けた取り組みが必要となっています。そのため、社会情勢など人権を取り巻く状況の変化も踏まえ、次期計画の策定をします。

第3次浜松市人権施策推進計画を策定するため、平成15年4月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、第3次浜松市人権施策推進計画（案）についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

第3次浜松市人権施策推進計画(案)について

※詳細は別紙のとおり

2 案の公表および意見募集期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月16日（月）まで

3 案の公表先

案については、福祉総務課人権啓発センター（クリエート浜松1階）、区役所区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館2階）、市民協働センター（中央区中央一丁目）、中央図書館（行政資料コーナー）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布。

また、浜松市公式ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載。

4 意見の提出方法

意見（住所、氏名または団体名、電話番号、Eメールアドレスを記載）を直接持参または郵便、ファクス、Eメールで福祉総務課人権啓発センターへ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出。

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

（公表先は案の公表先と同じ）

6 その他

広報はままつ（11月号）に情報を掲載。

